婦人勞働資料第二十四号

婦人の保護に關する條約及び勧告集

勞働省婦人少年局

目次

一、條約

イ、一切の種類の鉱山内の地下作業における婦人使用に関する條約（第四五号）……一

ロ、工業に使用される婦人の夜業に関する條約（才八九号）……五

ハ、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する條約（才百号）……一四

ニ、団性保護に関する條約（才百三号）……二一

一、勧告

イ、鉛中毒に対する婦人及び児童の保護に関する勧告（才四号）……二二

ロ、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する勧告（才九十号）……三五

ハ、団性保護に関する勧告（才九五号）……四〇

こゝに集録した條約及び勧告は、国際労働機関が一九一九年、国際連盟とならんで創設されて以来、昨一九五二年の第三十五回国際労働総会までに採択した百三の條約及び九十五の勧告のなかゝら、特に婦人に関するもので重要と思われるものを抜粋したものである。

国際労働機関は、一般にI.L.Oと略称される国際機構であるが、これは第一次世界大戦後平和條約により設けられたもので我が国は一九三八年（昭和十三年）九月の脱退まで加盟していた。後一九五一年十一月に至り、正式に再加盟し、翌年の第三十五回国際労働総会から代表が派遣されている。

本條約及び勧告集は、坑内労働の禁止、深夜業の禁止男女同一賃金及び産前産後休業に関する條約及び若干の勧告から成りたっている。いうまでもなく我が国における労働者の労働條件は、労働基準法により国際水準にまでひきあげられているのであるが、これらの女子保護に関する條約及び勧告を国内法と比較研討することにより、労政関係各位に幾かの参考になれば幸いである。

なお婦人の夜業條約及び母性保護條約は、前者は二回、後者は一回と夫々改正されているのであるが、本條約及び勧告集では、紙面の関係から最終のもののみ掲げることにとどめた。

一、一切の種類の鉱山内の地下作業に於ける婦人使用に関する條約（第四十五号）

国際労働機関の総会は

国際労働事務局の理事会に依り「ジュネーヴ」に招集せられ、千九百三十五年六月四日其の第十九回会議として会合し

右会議の会議事項の第二項目たる一切の種類の鉱山内の地下作業に於ける婦人使用に関する提案の採択を決議し且

該提案は国際條約の形式に依るべきものなることを決定し

千九百三十五年の地下作業（婦人）條約と称せらるべき左の條約を千九百三十五年六月二十一日採択す

第一條

本條約に於て「鉱山」と称するは地表下より物質を採掘する為の公私の企業を謂ふ

第二條

婦人は其の年令の如何に拘らず鉱山内の地下作業に使用せられざるべきものとす

第三條

国内の法令又は規則は左記の者を前記の禁止より除外することを得

(イ) 管理の地位に在り筋肉労力を為さざる婦人

(ロ) 保健施設及福利施設に使用せらるる婦人

(ハ) 実習中鉱山の地下部分に於て訓練期間を費す婦人

(ニ) 非筋肉労力的職業の為時々鉱山の地下部分に入ることを要すべき其の他の婦人

第四條

本條約の正式批准は登録の為国際連盟事務総長に之を通告すべし

第五條

一、本條約は国際連盟事務総長に其の批准を登録したる国際労力機関の締盟国のみを拘束すべし

二、本條約は事務総長が締盟国中の二国の批准を登録したる日の後十二月にして効力を発生すべし

三、爾後本條約は他の何れの締盟国に付ても其の批准を登録したる日の後十二月にして効力を発生すべし

第六條

国際労力機関の締盟国中の二国の批准が登録せられたるときは国際連盟事務総長は国際労力機関の一切の締盟国に右の旨を通告すべし事務総長は爾後該機関の他の締盟国の通告したる批准の登録を一切の締盟国に同様に通告すべし

第七條

一、本條約を批准したる締盟国は本條約の最初の効力発生の日より十年の期間満了後に於て国際連盟事務総長宛登録の為にする通告に依り之を廃棄することを得右の廃棄は登録ありたる日の後一年間は其の効力を生ぜず

二、本條約を批准したる各締盟国にして前項に掲ぐる十年の期間満了後一年以内に本條に定むる廃棄の権利を行使せざるものは更に十年間拘束を受くべく又爾後各十年の期間満了毎に本條に定むる條件に依り本條約を廃棄することを得

第八條

国際労力事務局の理事会は本條約の効力発生より各十年の期間満了毎に本條約の施行に関する報告を総会に提出すべく且其の全部又は一部の改正に関する問題を総会の会議事項に掲ぐべきや否やを審議すべし

第九條

一、総会が本條約の全部又は一部を改正する新條約を採択する場合には新條約が別段の定を為さざる限り

(イ) 締盟国に依る新改正條約の批准は新改正條約が効力を発生したるとき前記第七條の規定に拘らず当然に本條約の即時の廃棄を生ぜしむべし

(ロ) 新改正條約の効力発生の日より本條約は締盟国に依り批准せられ得ざるに至るべし

二、本條約は之を批准したるも改正條約を批准せざる締盟国に対しては如何なる場合においても其の現在の形式及内容において引続き効力を有すべし

第十條

本條約は仏蘭西語及英吉利語の本文を以て共に正文とす

前記は国際労働機関の総会に依り、ジュネーヴにおいて開催せられ且千九百三十五年六月二十五日閉会を宣せられたる其の第十九回会議中適法に採択せられたる條約の正文なりとす

右証拠として千九百三十五年七月十八日署名す。

総会議長　エフ、エイチ、ピー、クレスウェル

国際労働事務局長　ハロルド、バトラー

二、工業に使用される婦人の夜業に関する條約

（千九百四十八年改正）（第八十九号）

国際労働機関の総会は

国際労働事務局の理事会によってサンフランシスコに招集され、且つ千九百四十八年六月十七日を以てその第三十一回会議を開催し

この会議事項の第九項目である、第一回総会において採択された千九百十九年の夜業（婦人）條約及び第十八回総会において採択された千九百三十四年の夜業（婦人）條約（改正）の一部改正に関する提案の採択を決議したので

この提案は国際條約の形式によるを要することを思い

千九百四十八年の夜業（婦人）條約（改正）として引用することができる次の條約を千九百四十八年七月九日に採択する。

第一部　総則

第一條

一、この條約において「工業的企業」と称するのは左に掲げるものを特に包含する

(イ) 鉱山業、石切業その他土地より鉱物を採取する事業

(ロ) 物品の製造、改造、浄洗、修理、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体を為し又は材料の変造を為す企業（造船に従事し又は電気若しくは各種動力の発生、変更又は伝導に従事する企業を含む）

(ハ) 建設工事及び土木工事に従事する企業（建築、修理、保存、変更及び解体工事を含む）

二、工業と商業、商業及びその他の非工業的職業との分界は権限ある機関これを定めなければならない。

第二條

この條約において夜間と称するのは権限ある機関の定める夜十時より朝七時に至るまでの間における少くとも七時間の継続する時間を含む少くとも十一時間の継続する時間を謂う。

権限ある機関は異なる地域、工業、企業又は工業若しくは企業の分科に対し異なる時間を定めることができるも、夜十一時後に始まる時間を定めるに先だち、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議しなければならない。

第三條

婦人は年令に拘わらず同一の家に属する者のみを使用する企業を除くの外公私一切の工業的企業又はその各分科において夜間これを使用することができない。

第四條

第三條は左の場合にこれを適用しない

(イ) 不可抗力の場合において予見することができず、且つ回帰性を有せざる作業中絶が或る企業に生じた場合

(ロ) 原料又は販扱材料であって急に損敗し易きものを作業上処理すべき場合において右原料又は材料の損失を防ぐため夜業を必要とする場合

第五條

一、重大な緊急事項の場合において国家の利益のため必要あるときは、関係ある使用者団体及び労働者団体と協議の上政府は婦人に対する夜業禁止を停止することができる。

二、右の停止はこの條約の適用に関する年報において当該政府これを国際労働事務局総長に通告しなくてはならない。

第六條

季節の影響を受ける工業的企業において及び例外の事情により必要あるすべての場合において一年につき六十日間は夜間を十時間に短縮することができる

第七條

気候のため晝間の作業を特に困難とする国においては、夜間は前数條に規定するところよりこれを短縮することができる。但し晝間において代償休憩を与えなければならない

第八條

この條約は左に掲げる婦人にはこれを適用レない

(イ) 管理的又は技術的性質の責任ある地位にある婦人

(ロ) 保健及び厚生施設に使用される婦人であって通常筋肉労働に従事レない者

第二部　或る国に対する特別規定

第九條

工業的企業における夜間の婦人使用につき未だ公の規則の適用のない国においては「夜間」とは当分の内且三年を超えない期間内、政府は権限ある機関の定める夜十時より朝五時に至る時間中少くとも連続七時間の時間を包含する十時間のみの時間を謂うと宣言することができる。

第十條

一、この條約の規定はこの條に定める変更に従い、インドにこれを適用する。

二、この條約の規定はインド政府がこれを適用する権限を有するすべての地域にこれを適用する。

三、「工業的企業」と称するのは左に掲げるものを包含する。

(イ) インド工場法に定められる工場及び

(ロ) インド鉱山法の適用を受ける鉱山

第十一條

一、この條約の規定はこの條に定める変更に従いパキスタンにこれを適用する

二、この條約の規定はパキスタン政府がこれを適用する権限を有するすべての地域にこれを適用する。

三、「工業的企業」と称するのは左に掲げるものを包含する

(イ) 工場法に定められる工場

(ロ) 鉱山法の適用を受ける鉱山

第十二條

一、国際労働会議は、この條約の前記第二部の数條中の何れかの一條又は数條に対する改正に関し議題が会議事項に包含された会議において三分の二の多数決を以て右改正案を採択することができる。

二、右の改正案はその適用を受ける加盟国を記載し且つ一年の期間以内又は例外の事情ある場合においては十八ヶ月の期間以内に、その適用を受ける加盟国において当該事項につき権限を有する機関に対し立法その他の措置のためにこれを提出しなければならない。

三、右の各加盟国は当該事項につき権限を有する機関の同意を得たときは、登録のために国際労働事務局総長に対し改正の正式批准を通告しなければならない。

四、右の改正案はその適用を受ける加盟国による批准のあったときこの條約の改正として効力を発生する。

第三部　最終規定

第十三條

この條約の正式批准は登録のため国際労働事務局総長にこれを通告しなければならない

第十四條

一、この條約は国際労働事務局総長にその批准を登録した国際労働機関の加盟国のみを拘束する。

二、この條約は二加盟国の批准が事務局総長に登録された日から十二ヶ月後に効力を発生する。

三、爾後この條約は他の何れの加盟国についてもその批准が登録された日から十二ヶ月後に効力を発生する。

第十五條

一、この條約を批准した加盟国は條約が最初に効力を発生した日から十年の期間満了後一年以内にこの條約を廃棄する権利を行使しないものは更に十年間拘束を受くべく、又爾後各十年の期間満了毎にこの條に定める條件によってこの條約を廃棄することができる。

第十六條

一、国際労働事務局総長は国際労働機関の加盟国から通告を受けたすべての批准及び廃棄の

登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

二、事務局総長は通告を受けた第二回目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する場合、この條約が効力を発生する日について国際労働機関の加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十七條

国際労働事務局総長は前條の規定に従い登録されたすべての批准及び廃棄の詳細を国際連合憲章第百二條の規定に従い国際連合事務総長に登録のために通告しなければならない。

第十八條

国際労働事務局の理事会はこの條約の効力発生後各十年の期間満了毎にこの條約の実施に関する報告を総会に提出し、且つその全部又は一部の改正に関する問題を総会の会議事項に掲ぐべきや否やを審議しなければならない

第十九條

一、総会がこの條約の全部又は一部を改正する新條約を採択する場合には、新條約が別段の規定をしない限り

(イ) 一加盟国による新改正條約の批准は新改正條約が効力を発生したとき、前記第十五條の規定に拘わらず、当然にこの條約の即時の廃棄を生ぜしめる。

(ロ) 新改正條約の効力発生の日からこの條約は加盟国により批准され得ないようになる。

二、この條約は、これを批准したけれども改正條約を批准しない加盟国に対してはいかなる場合にもその現在の形式及び内容において引続いて効力を有する

第二十條

この條約はイギリス語及びフランス語の本文を以て共に正文とする。

前記はサンフランシスコにおいて開催され、且つ千九百四十八年七月十日閉会を宣せられた国際労働機関の総会によってその第三十一回会議中、適法に採択された條約の正文である。

右証拠として下名は千九百四十八年八月三十一日署名した。

総会議長　ジュスタン　ゴダール

国際労働事務局総長　エドワード　フィーラン

三、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する条約（第百号）

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によってジュネーヴに招集され、一九五一年六月六日に、その第三十四回会期として会合し、且つ、

この会期の議事日程の第七議題である同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則に関する若干の提案の採択を決定したので、且つ、

これらの提案は、国際条約の形式をとるべきことを決定したので、一九五一年の同一賃金条約として引用することができる次の条約を一九五一年六月二十九日に採択する。

第一条

この条約において、

(a) 「賃金」とは、使用者が労働者に、現金たると現物たるとを問わず、直接又は間接に支払う通常の、基本の又は最低の賃金又は俸給及び一切の追加的報酬であって、労働者の雇用から発生するものを含む。

(b) 「同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金」とは、性別による差別待遇なしに確立された賃金率をいう。

第二条

一、各加盟国は、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則の全労働者への適用を、賃金率を決定するために行われている方法に適当する手段によって、促進し、且つ、この方法と一致する限り、この適用を確保することができる。

二、本原則は、左の手段によって適用することができる。

(a) 国内の法律又は規則

(b) 法令によって設立された又は認められた賃金決定制度

(c) 使用者及び労働者間の労働協約、又は、

(d) 上記各種手段の結合

第三条

一、仕上げるべき仕事に基く職務の客観的評価が、この条約の規定を実施するのに役立つ場合には、このような手段を執らなければならない。

二、この評価において従うべき方法は、賃金率の決定に対して責任を負う機関によって、又は、この賃金率が団体協約によって決定される場合には、その当事者によって、決定

されることができる。

3 仕上げる仕事について、性別に拘りなく、このような客観的評価によって決定される較差に対応する労働者間の賃金較差は、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金という原則に反するものと考えてはならない。

第四条

各加盟国は、この條約の規定を実施するために、関係使用者及び労働者の団体と適宜協力しなければならない。

第五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第六条

1 この条約は、事務局長に、その批准を登録した国際労働機関の加盟国のみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 爾後、この条約は、どの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第七条

1 国際労働機関憲章第三十五条第二項に従い国際労働事務局長に通知される宣言には、次のことを示されなければならない。

(a) 関係加盟国が変更を加えないで、この条約の規定を適用することを約束する地域

(b) 関係加盟国が変更を加えてこの条約の規定を適用することを約束する地域及びこの変更の詳細

(c) 条約を適用することができない地域及びこの場合における適用することができない理由。

(d) 関係加盟国が、その事情を更に考慮する迄、その決定を留保する地域

2 この条の第一項(a)及び(b)に述べた約束は、批准の不可欠の一部と認められ、且つ、批准の効力を有する。

3 いずれの加盟国も、この条の第一項(b)(c)又は(d)による最初の宣言の中で行った留保を、いつでも新たな宣言で、全部又は一部を破棄することができる。

4 いずれの加盟国も、第九條の規定に従って條約を廃棄する場合にはいつでも、事務局長に対して前の宣言の条項を他の点において変更し、且つ、その明示する地域に関する

現状を述べる宣言を送付することができる。

第八条

1. 国際労働機関憲章第三十五条第四項又は第五項によって、国際労働事務局長に通知された宣言は、この条約の規定が関係地域に変更を加えずに、適用されるか、変更を加えて適用されるかを示さなければならない。この条約の規定が変更を加えて適用されるときは、右の変更の詳細を述べなければならない。

2. 関係のある加盟国又は国際機関は、いつでも後の宣言で、前の宣言の中で示した変更に訴える権利を全部的に又は一部的に放棄することができる。

3. 関係ある加盟国又は国際機関は、この条約の規定によって廃棄される時はいつでも、他の点において前の宣言の条項を変更し、且つ、この条約の適用に関する現状を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第九条

1. この条約を批准した加盟国は、条約が最初に効力を生ずる日から十年の期間満了の後、国際労働事務局長に登録のため通知した行為によって、これを廃棄することができる。この廃棄は、それが登録される日の後一年までは効力を生じない。

2. この条約を批准した加盟国であって、前項に述べた十年の期間満了の後、一年以内にこの条約に規定された廃棄の権利を行使しないものは、更に十年の期間拘束される。爾後、この条に規定される条件によって、十年の期間満了毎にこの条約を廃棄することができる。

第十条

1. 国際労働事務局長は、国際労働機関のすべての加盟国に、加盟国によって自己に通知されたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を通告しなければならない。

2. 事務局長は、通知された第二回の批准の登録を、この機関の加盟国に通告する時は、条約が効力を生ずる日に、この機関の加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十一条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条に従って登録するために、国際連合事務総長に前条の規定に従って登録したすべての批准、宣言及び廃棄の行為の詳細を通知しなければならない。

第十二条

国際労働事務局の理事会は、必要と認められる時には、総会にこの条約の実施に関する報

告を提出し、且つ、総会の議事日程に全部的又は一部的改正の問題を上程することが望ましいか否かを審議しなければならない。

第十三条

1. 総会がこの条約を全部的に又は一部的に改正する新たな条約を採択する場合には、その時は、もし新しい条約に別段の規定がなければ、

(a) 新改正条約の当事国による批准は前条九条の規定に拘らず、新改正条約が効力を生じた場合に、当然にこの条約の即時の廃棄を含む。

(b) この条約は、新改正条約が効力を生ずる日から加盟国によって批准され得なくなる。

2. この条約は、いかなる場合も、この条約を批准したが改正条約を批准しなかった加盟国に関して、その現在の形式及び内容において効力を維持する。

四、母性保護に関する條約

国際労働機関の総会は

国際労働事務局の理事会によってジュネーブに招集され、且つ、一九五二年六月四日に第三十五回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である母性保護に関する若干の提案の採択を決定し、

これらの提案が国際條約の形式によらなければならないものであることを決定したので、

一九五二年の母性保護條約（改正）として引用することのできる次の條約を一九五二年六月二十八日に採択する。

第一條

1. この條約は、家事労働で賃金を取得する婦人を含め、工業的企業並びに非工業的及び農業的職業に使用される婦人に適用する。

2. この條約において、「工業的企業」とは、公私の企業及びそのいづれの部門をも包含し、特に次に掲げるものを包含する。

(α) 鉱山業、石切業及び土地から鉱物を採取するその他の事業

(β) 物品の製造、改造、浄洗、修理、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは

は解体をなし、又は材料の製造をなす企業（造船又は、電気若しくは各種の動力の発生、変更若しくは伝導を行う企業を含む。）

(c) 建設、修理、保存、変更及び解体の事業を含む建築及び土木の事業を行う企業

(d) 道路、軌道、海路、内陸水路又は空路による旅客又は貨物の運送を行う企業（船渠、岩壁、波止場、倉庫又は空港における貨物の取扱を含む。）

3、この條約において、「非工業的職業」とは、公私を問わず、次の企業又は施設の中で又はこれに関連して行われるすべての職業を含む。

(a) 商業的事業場

(b) 郵便及び電気通信施設

(c) 被用者が主として書記的な仕事に従事する事業場及管理的施設

(d) 新聞企業

(e) ホテル、下宿屋、レストラン、クラブ、カフエー及びその他の飲食店

(f) 病人、不具者又は貧困者及び孤児の治療及び保護のための施設

(g) 劇場及び公衆娯楽場

(h) 私人の家庭においての賃金を目的とする家事労働及びその他の非工業的職業である。

て権限のある機関がこの條約の規定を適用することを決定するもの

4、この條約において「農業的職業」とは、農業的企業において行われるすべての職業を含む（農園及び大規模の工業化された農業的企業を含む。）

5、この條約が企業、企業の部門又は職業に適用されるかどうか疑わしい場合には、この問題は、権限のある機関が関係ある使用者及び労働者の代表的な団体が存在する場合にはこれらの団体と協議して決定する。

6、国内の法律又は規則は、その定めるところの使用者の家族の構成員だけを使用する企業をこの條約の適用から除外することができる。

第二條

この條約において、「婦人」とは年令、国籍、人種又は信條にかかわらず既婚者であると未婚者であるとを問わずすべての女子を言い、「生児」とは嫡出子であると否とを問わずすべての生児を言う。

第三條

1、この條約の適用を受ける婦人は、出産の予定日を記載した診断書を提出するときは、出産休暇を受ける権利を有する。

2. 出産休暇の期間は、少くとも十二週間とし、且つ、産後の強制的休暇の期間を含む。

3. 強制的休暇の期間は、国内の法律又は規則で規定しなければならないが、いかなる場合にも六週間を下ってはならない。出産休暇の全期間の残余は、国内の法律又は規則の定めるところに従って、出産の予定日前に又は強制的休暇期間の満了後に又は一部は出産の予定日前に及び一部は強制的休暇期間の満了後に与えることができる。

4. 出産の予定日前の休暇は、出産の予定日と実際の出産日との間に経過する期間だけ延長しなければならない。且つ、出産後にとるべき強制的休暇の期間は、この理由で減少してはならない。

5. 姙娠に起因するものと診断された疾病の場合には、国内の法律又は規則は、出産前の追加的休暇を規定しなければならない。但し、その最大期間は、権限のある機関が決定することができる。

6. 出産に起因するものと診断された疾病の場合には、婦人は、出産後の休暇の延長を受ける権利を有する。その最大期間は、権限のある機関が決定することができる。

第四條

1. 才三條の規定に基く出産休暇による休業中、婦人は現金及び療養の給付を受ける権利を有する。

2. 現金給付の率は、適当な生活水準に基いて本人及びその生児の十分で健康な扶養に足る給付を確保するように、国内の法律又は規則で定めなければならない。

3. 療養の給付は、資格のある助産婦又は医師による産前、出産及び産後の手当並びに必要な場合の入院を含む。医師の選択の自由及び公私立病院の選択の自由は、尊重しなければならない。

4. 現金及び療養の給付は、強制的社会保険と公共基金とのいづれかで与えなければならない。いづれの場合にも、これらは、所定の條件を充たすすべての婦人に当然の権利として与えられなければならない。

5. 当然の権利として与えられうる給付を受ける資格を欠く婦人は、社会的援助を受けるのに必要な資産評価の下に、社会的援助基金から充分な給付を受ける権利を有する。

6. 強制的社会保険によって与えられる現金給付が以前の所得に基く場合には、現金給付は、給付計算のために斟酌したその婦人の以前の所得の三分の二を下らない率においてなければならない。

7. 出産給付を支給する強制社会保険制度の下に支払うべき醵出金及びかかる給付を支給するために徴収される賃金台帳に基く租税は、使用者及び被用者の両者によって支払われると又は使用者によって支払われるとを問わず、性別の如何にかかわらず関係企業に使用される男女総数について支払われなければならない。

8. いかなる場合にも、使用者は、自己の使用する婦人に支払わるべき出産給付の費用について個人として責任を有しない。

第五條

1. 婦人がその生児を哺育している場合には、その婦人は、国内の法律又は規則の定める時にこの目的のためにその業務を中断する権利を有する。

2. 哺育のための業務の中断は、労働時間として計算すべく、従って報酬を与えらるべきである。

第六條

婦人がこの條約の第三條の規定に基く出産休暇による休業中に、この婦人の使用者がこの休業中に解雇の予告をし、又はこの休業中に解雇の予告が満期になるような時期に解雇の予告をすることは適法でない。

第七條

1. この條約を批准する国際労働機関の加盟国は、その批准に附した宣言によって、次の事項をこの條約の適用から除外することができる。

(a) 非工業的職業の若干の範疇

(b) 農園以外の農業的企業において行われる職業

(c) 私人の家庭においての賃金を目的とする家事労働

(d) 家庭で労働する婦人賃金取得者

(e) 海路による旅客又は貨物の運送を行う企業

2. この條の第一項の規定を援用しようとする私業又は企業の範疇については、加盟国はその批准に附した宣言でこれを明記しなければならない。

3. 右の宣言をした加盟国は、右の宣言をその後の宣言によっていつでも全部又は一部取消すことができる。

4. この條の第一項によってなした宣言の拘束を受けているすべての加盟国は、この條約の適用に関する年次報告において、右の宣言によってこの條の第一項が適用されている職業又は企業に関するその国の法律及び慣行の現況、並びに右の職業又は企業に関してこの條約が既に実施されている又は実施されようとしている範囲を毎年示さなければならない。

5. この條約が最初に効力を生じてから五年の期間が満了した時に、国際労働事務局の理

事会は、これらの除外の適用に関する特別報告を、この問題に関して今後執るべき措置に関して適当と考える提案とともに、総会に提出しなければならない。

第八條

この條約の正式の批准は、登録のために国際労働事務局長に通知しなければならない。

第九條

1. この條約は、国際労働機関の加盟国で事務局長に批准を登録したもののみを拘束する。
2. この條約は、二加盟国の批准が事務局長に登録された日の十二箇月後に効力を生ずる。
3. その後は、この條約は、他のいづれの加盟国についても、その批准が登録された日の十二箇月後に効力を生ずる。

第十條

1. 国際労働機関憲章第三十五條第二項によって国際労働事務局長に送付される宣言は、次の事項を示さなければならない。
   (a) 関係加盟国がこの條約の規定に変更を加えずに適用することを約束する地域
   (b) 関係加盟国がこの條約の規定に変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の詳細
   (c) この條約を適用することのできない地域及びこの場合の適用することのできない理由
   (d) 関係加盟国が現況を更に検討するまでその決定を留保する地域
2. この條の第一項の(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准の効力を有する。
3. 加盟国は、この條の第一項の(b)、(c)又は(d)によって、自国の最宣言中でなした留保をその後の宣言によっていつでも全部又は一部取り消すことができる。
4. 第十一條の規定に従ってこの條約を廃棄することができる時はいつでも、加盟国は、以前の宣言の條項を他の点について変更し、且つ、特に指定する地域についての現況を述べる宣言を事務局長に送付することができる。

第十一條

1. 国際労働機関憲章第三十五條第四項又は第五項によって国際労働事務局長に送付される宣言は、この條約の規定が関係地域において変更を加えずに適用されるか変更を加えて適用されるかを示さなければならない。條約の規定が変更を加えて適用されることを

宣言が示している場合は、この変更の詳細を述べなければならない。

2、関係のある加盟国又は国際機関は、以前の宣言の中で示した変更を援用する権利をその後の宣言によっていつでも全部又は一部放棄することができる。

3、関係のある加盟国又は国際機関は、第十二條の規定に従ってこの條約を廃棄することができる時はいつでも、以前の宣言の條項を他の点について変更し、且つ、この條約の適用についての現況を述べる宣言を事務局長に送付することができる。

第十二條

1、この條約を批准した加盟国は、條約が初めて効力を生じた日から十年の期間満了の後、登録のために国際労働事務局長に送付する文書によって廃棄することができる。この廃棄は、その登録の日の一年後までは効力を生じない。

2、この條約を批准した各加盟国であって前項に掲げる十年の期間満了の後一年以内にこの條に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受け、また、その後は、この條に規定する條件に基いて各十年の期間満了の際に、この條約を廃棄することができる。

第十三條

1、国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2、事務局長は、通知を受けた第二の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際には、條約が効力を生ずる日について国際労働機関の加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十四條

国際労働事務局長は、前諸條の規定に従って登録したすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な詳細を国際連合憲章第百二條による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十五條

国際労働事務局の理事会は、必要であると考えるときは、この條約の運用に関する報告を総会に提出し、且つ、この條約の全部又は一部の改正問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第十六條

1、総会がこの條約の全部又は一部を改正する新條約を採択する場合には、新條約に別段

の規定がない限り

(a) 一加盟国による新改正條約の批准は、新改正條約が効力を生じている場合には、前記の第十二條の規定にかかわらず、当然に、この條約の即時の廃棄を伴う。

(b) 新改正條約が効力を生ずる日から、この條約は、加盟国による批准のための開放を終止する。

2. この條約は、これを批准したが改正條約を批准しない加盟国に対しては、いかなる場合にもその現在の形式及び内容において引続き効力を有する。

第十七條

この條約の英語及びフランス語の本文は、ともに正文とする。

一、鉛中毒に対する婦人及児童の保護に関する勧告　（第四号）

国際聯盟の国際労働機関の総会は

亜米利加合衆国政府に依り千九百十九年十月三十九日ワシントンに招集せられ、右ワシントン総会の会議事項の第三及第四項目の一部たる「婦人及児童使用の件、健康上有害なる作業」に関する提案の採択を決議し且

該提案は勧告の形式に依るべきものなることを決定し

国際労働機関の締盟国をして立法其の他の方法に依りこの勧告が実現を為さしむる目的を以て考慮せしむる為千九百十九年六月二十八日の「ヴェルサイユ」條約及千九百十九年九月十日の「サン・ジェルマン」條約の労働編の規定に従ひ左の勧告を採択す。

総会は毋性の機能に及児童の身体の発育に対し生ずる危害を慮り、婦人及十八才未満の年少者を左の工程に於て使用せざることを国際労働機関の締盟国に勧告す。

(イ) 亜鉛鉱又は鉛鉱の製錬に於ける熕作業

(ロ) 鉛を含有する灰の取扱、処理又は製錬及鉛の脱銀作業

(ハ) 鉛又は古亜鉛の大規模の鎔融作業

(ニ) 白鑞又は百分の十より多く鉛を含有する合金の製造

(ホ) 密陀僧、金密陀、鉛丹、白鉛、橙黄又は硫酸鉛、「クローム」酸鉛又は硅酸鉛（「フリット」）の製造

(ヘ) 蓄電池の製造又は修繕に於ける混合又は煉合の作業

(ト) 前各号の諸工程を行ふ作業室の掃除

尚鉛化合物の使用を包含せる工程に於ける婦人及十八才未満の年少者の使用は左の條件に従ひてのみ之を許可することを勧告す。

(イ) 塵埃及び煙気を発生の其の場に於て除去する為各所の排気設備を為すこと

(ロ) 器具及作業室を清潔にすること

(ハ) 鉛中毒の一切の場合之に対する補償に付官憲に届出を為すこと

(ニ) 前記の諸工程に使用せらるる者の定期健康診断を行ふこと

(ホ) 充分且適当なる更衣室、洗滌所及食堂の設備を並特殊の防護衣を供すること

(ヘ) 作業室に飲食物の搬入を禁止すること

尚無毒物を以て可溶性鉛化合物に代用し得べき工業に在りては可溶性鉛化合物の使用を厳重に取締るべきことを勧告す。

鉛化合物が百分の〇・二五の塩酸溶液中に於て溶解すべき鉛化合物重量（金属鉛として計算して）百分の五より多くを含有するときは本勧告に於て之を可溶性と看做すべし。

二、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する勧告（第九十号）

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によってジュネーブに招集され、一九五一年六月六日に、その第三十四回会期として会合し、且つ、

この会期の議事日程の第七議題である同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金を与える原則に関する若干の提案の採択を決定したので、且つ、

これらの提案は、一九五一年の同一賃金條約を補足する勧告の形式をとるべきことを決定したので、

一九五一年の同一賃金勧告として引用することができる次の勧告を一九五一年六月二十九日に採択する。

一九五一年の同一賃金条約は、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金に関する若干の一般原則を規定しているので、

本条約は、同一の価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則の適用は、関係国において、賃金率決定のために現在行われている方法に適当な手段によって促進又は確保

さるべきことを規定しているので、

この条約に規定されたこれらの原則の漸進的適用のために、若干の手続を指示すること

が望ましいので、すべての加盟国が、これらの原則の適用にあたって、若干の国々におい

て満足と思われるに至った適用方法を尊重すべきことが、また、望ましいので、総会は、

各加盟国がこの条約の第二条の規定に従って、次の諸規定を適用し、且つ、理事会の要請

に従い、これらの諸規定を実施するために執られた措置に関して国際労働事務局に通知す

ることを勧告する。

1. (a) 関係労働者の団体又はこのような団体が存在しない場合には関係労働者と協議の後、

(b) 男女同一労働同一賃金の原則を、中央官庁又は機関の一切の職員に対して適用する

ことを確保するため、及び、

(b) 邦、州又は県の官庁又は機関が賃金率に関する管轄権を有する場合には、これらの

官庁又は機関の職員に対する本原則の適用を奨励するため

適当な措置を執るべきである。

2. 関係使用者及び労働者団体と協議の後、賃金率が、特に次の第三項に掲げた以外のすべての職業に

る規則又は公の統制に服している職業であって、第一項に掲げた以外のすべての職業に

対して、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則を適用することをでき

るだけ速かに確保するために、適当な措置を講ずべきである。

3. (a) 最低賃金率又はその他の賃金率が公的機関によって決定される産業及び業務におけ

るかゝる賃金率の樹立

(b) 公の所有又は管理のもとに運営される産業及び企業、並に

(c) 適当な場合には、公契約の条項に従って施行される事業

(i) 賃金率決定のために現在行われている方法に鑑みて適当な場合には、同一価値の

労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則の一般的適用を立法によって規定すべ

きである。

(ii) 権限のある公の機関は、使用者及び労働者が上述の立法要件に関する十分な情報

と、適当な場合には、その適用に関する助言を与えられることを確保すべく、一切

の必要にして適切な措置を講ずべきである。

4. 関係のある労働者及び使用者の団体が存在する場合には、これらの団体と協議の上、

第一項、第二項又は第三項の適用を受ける業務に関して同一価値の労働に対し男女労働

者に同一の賃金の原則を直ちに実施することが可能であると思われない場合には、次の如き手

段によってその漸進的適用のための適当な規定をできるだけ速かに設け又は設けさせるべきである。

(a) 同一価値の労働に対する男子労働者の賃金率と女子労働者の賃金率との間の較差を減少すること。

(b) 加給制度が実施されている場合には、同一価値の仕事を仕上げる男女労働者に同一の加給を与えること。

5. 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則に従って賃金率を決定することを容易にする目的に対して適当な場合には、各加盟国は、関係のある使用者及び労働者の団体と合意の上、職務分析その他の手続によって、労働者の性別に拘らない職務分類を行う目的を以て、仕上げるべき仕事の客観的評価の方法を確立し、又はその確立を奨励すべきである。かゝる方法は、この条約第二條の規定に従い、適用されなければならない。

6. 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金の原則の適用を容易にするため、必要な場合には、以下の手段によって、女子労働者の生産能率を高めるため、適当な措置を講ずべきである。

(a) 男女労働者が職業指導又は雇用相談、職業訓練及び職業紹介に関して、同一の又は同等の施設を持つことを確保すること。

(b) 職業指導又は雇用相談、職業訓練及び職業紹介のための施設の利用を女子に奨励する適当な措置を講ずること。

(c) 女子労働者、特に扶養家族を持つ者の必要を充足する福祉社会施設を設備し、且つ、一般公益基金、又は、社会保障、又は性別を問わず労働者に付いて行われる給付によって賄われる産業福祉基金によってかゝる施設を賄うこと、及び、

(d) 女子の健康及び福祉に関する国際規約並びに国内の法律及び規則の規定に違反することなしに、職業及び地位へ就くことに関し、男女労働者の平等を促進すること。

7. 同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金の原則を実施しなければならないと考えられる理由に対する一般の理解を促進するために、凡ゆる努力が払われなければならない。

8. 本原則の適用を促進するために望ましいような調査が行われるべきである。

三、母性保護に関する勧告（第九十五号）

国際労働機関の総会は、

国際労働事務局の理事会によってジュネーヴに招集され、且つ、一九五二年六月四日に、第三十五回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である、母性保護に関する若干の提案の採択を決定し

これらの提案が一九五二年の母性保護条約（改正）を補足する勧告の形式によらなければならないものであることを決定したので

一九五二年の母性保護勧告として引用することのできる次の勧告を一九五二年六月二十八日に採択する。

一、出産休暇

(1) 婦人の健康に必要な場合には、且つ、可能な場合にはいつでも、一九五二年の母性保護条約（改正）の第三条第二項に規定する出産休暇は、合計期間を十四週間に延長しなければならない。

(2) 監督機関は、母親及び生児の健康を保護するために必要であると認める場合、及び特に流産その他の産前産後の併発症のような異常状態が現存する場合又はその虞れのある場合には、一九五二年の母性保護条約（改正）の第三条第四項、第五項及び第六項に規定する産前産後の休暇の延長を、診断書に基いて個別的に規定する権能を有しなければならない。

二、出産給付

(1) 可能な場合には、一九五二年の母性保護条約（改正）の第四条によって与えられるべき現金給付は、この条約に定められる最低基準よりも高率に、即ち可能な場合には、給付計算のために斟酌したその婦人の以前の所得の百パーセントに等しい率に定められなければならない。

(2) 可能な場合には、前記条約の第四条によって与えられるべき療養給付は、一般医師及び専門医師による外来患者及び入院患者の手当（往診を含む）歯科手当、家庭又は病院における資格のある助産婦その他の出産施設による手当、家庭又は病院若しくはその他の医療施設における扶養、薬剤若しくは歯科治療用品又は医療用品若しくは外科治療具、並びに出産手当に関する便宜を供与する資格があるといつでも法律上認め

られるようなその他の職業に従事する者が適当な医療的監督の下に行う手当を含まなければならない。

(3) 医療給付は、保護を受ける婦人の健康並びにこの婦人の労働能力及び個人的要求を充たす能力を維持し、回復し又は改善する目的で供与されなければならない。

(4) 医療給付を管理する機関又は官庁は、公の機関によって又は公の機関の認める他の機関によって婦人の使用のために設けられた一般健康施設を保護を受ける婦人が利用するように、適当と認められる方法によって奨励しなければならない。

(5) なお、国内の法律又は規則は、右の機関又は官庁に対して、保護を受ける婦人及びその幼児の健康増進に関する規定を設ける権限を与えることができる。

(6) 産衣又は産衣の購入のための支払、哺育する母親に対する牛乳又は哺育手当の供与等のような他の現物又は現金給付を、この項のオ一号及オ二号に述べた給付に附加するならば有益であろう。

三、哺育する母親及び幼児のための施設

(1) 可能な場合には、哺育休憩時間は、一労働日中少くとも合計期間を一時間半に延長、されなければならず、且つ、哺育時間の回数及び長さの調整は、診断書に基いて許されなければならない。

(2) 哺育施設又は託児施設の設置に関する規定を設けなければならない。この施設は、婦人が働いている企業外に設けることが望ましい。可能な場合には右の施設は、共同社会の費用又は強制社会保険によって賄われ又は補助金を与えられるように規定を設けなければならない。

(3) 哺育施設及び託児施設の設備及び衛生的要件並びに託児施設の職員の数及び資格は、適当な規則の定める妥当な基準に従わなければならない。且つ、これらは、権限のある機関の承認及び監督を受けなければならない。

四、雇用の保護

(1) 可能な場合には、一九五二年の母性保護條約（改正）のオ六条によって、婦人が使用者による解雇から保護される産前及び産後の期間は、この婦人の使用者が診断書によって当該婦人の妊娠の通告を受けた日から開始し、且つ、この条約のオ三条に規定する出産休暇の期間の終了後少くとも一ヶ月まで継続するように延長されなければならない。

(2) 保護期間中における解雇に関して法律の定める適法な理由の中には、雇用されてい

る婦人の重大な過失、企業の閉鎖又は雇用契約の満了の場合が含まれなければならない。工場委員会が存在する場合には、右の解雇について、これらの委員会と協議することが望ましい。

(3) 婦人の産前産後の適法な休業中は、この婦人の先任権及び以前の業務又は同一の割合で賃金の支払われる同等の事務に復帰する権利は、留保されなければならない。

五、出産期間中の雇用婦人の健康の保護

(1) 深夜業及び時間外労働は妊娠中及び哺育中の婦人について禁止する。且つその労働時間は、適当な休憩時間を確保するように計画されなければならない。

(2) 婦人の健康又はその生児の健康に有害であると権限のある機関が定める業務に婦人を使用することは、妊娠中及び出産後少くとも三ヶ月まで並びにこの婦人が生児を哺育している場合には更に長い間禁止されなければならない。

(3) 第二号の規定に該当する業務は、特に次のものを含まなければならない。

(a) 次のものを含むすべての重労働

(i) 重量物を揚げ、引き又は押すこと、又は

(ii) 長時間立つことを含む過度で異常な肉体的緊張

(b) 特殊の均衡を必要とする業務、及び

(c) 振動する機械を用いる労働

(d) 健康に有害であると権限のある機関が定める業務に平常使用される婦人は、賃金を減ぜられずに、その健康に有害でない他の種類の業務に移動する権利を有する。

(5) 右の移動の権利は、業務の性質を変更することがその生児の健康及びその生児の健康のために必要である旨を記載した診断書を提出するすべての婦人に、個別的に出産を理由として与えられなければならない。